

## 関西サービックとの団交開催！

2022年9月9日、関西地本は、15:00より新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックとの団体交渉を開催しました。

団交委員は、関西サービックの各事業所から、藤廣昌巳関西地区分会執行委員（第一事業所）、小谷忠教分会組合員（第一事業所）、三田憲一関西地区分会長（第二事業所）および地本から下茂業務部長（第二事業所）。サービックからは、網野茂企画部担当部長、下田陽一人事部担当部長、馬場隼輔人事部担当部長、八木智之人事労務課係長でした。

冒頭、組合側窓口より本社に対し、下記の2点について強く抗議しました。

- ①鳥飼事業所において、多田裁判に懲りず、未だに「年休申請に領収書が必要」と勘違いしている管理者がいる。次、同じようなことがあれば、法的措置を取る。
- ②鳥飼事業所で20名ものコロナ感染者が発生し、クラスターと言える状況の中で、「長い訓示」をたれている管理者がいる。交番検査軽作業者へのコロナ感染対策も配慮すること。

**「発」第9号「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」に関する再申し入れ（2022年7月4日申入）**

**サービック事業所における「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」に関し、本来業務とは別の作業をやらされているのに、順調に推移していると言えるのか！？**

1. 新大阪第一事業および鳥飼事業所において、「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」が実施されて約3カ月経過した。現時点における新大阪第一事業および鳥飼事業所において実施している「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」の進捗状況を明らかにすること。

**【回答】**

特段問題なく順調に推移している。

2. 4月1日意向、「業務体制変更」によって、新大阪第一事業においては「従来の班長担務と班長代行担務をスタッフが担当」「ゴミ担当の1名減」、鳥飼事業所においては「従来の班長の後点検をスタッフが担当（相互確認）」「16両編成のモタレカバー全取り」が実施されている。現時点におけるそれぞれの実施項目の進捗状況を明らかにすること。

**【回答】**

業務体制の変更に伴い、作業に慣れるまで若干時間を要した社員がいたが、現時点で

は順調に推移している。

3. 4月1日以前に、班長代行を支給対象としていた作業手当（代行等手当）を、4月1日以降に、チーフスタッフの業務を担当したスタッフに対して支給するように給与規程を改定すること。また、4月1日以前の班長の業務内容を、新大阪第一事業および鳥飼事業所毎に明らかにすること。

**【回答】**

そのような考えはない。尚、チーフスタッフ（班長）の業務内容については、4月1日以前のチーフスタッフ（班長）の担当に加えて、作業のダブルチェック場面で2回目の確認担当並びに、チーフスタッフ以外の担当者に対する随時の業務指導を行っている。

4. 2022年5月11日に開催した団体交渉において、貴側は「班長代行制度は廃止していない」と言っている。しかし、新大阪第一事業所の「業務体制変更」の説明資料には「3月31日で班長代行は廃止」と記載している。班長代行制度は廃止していないのか明らかにすること。また、廃止していないなら、4月1日以降に班長代行を指定しない理由と班長代行の名称を明らかにすること。

**【回答】**

給与規程にも記載されているとおり、現時点において班長代行制度は廃止していない。また、班長代行を指定する必要がない為、班長代行は指定していない。

5. 新大阪第一事業所における「公休パターンの変更」に伴い、勤務変更が多数発生している。勤務変更が多数発生している理由と件数を明らかにすること。また、勤務変更が多数発生することに対して対策を講じるのか明らかにすること。

**【回答】**

列車本数の増加により作業量が増加した為、勤務変更が多く発生した。尚、勤務変更の件数については、明らかにするつもりはない。

6. 新大阪第一事業所における「時間延長（残業）」において、冠婚葬祭以外の事由で時間延長（残業）が出来ないケースが発生したのか明らかにすること。

**【回答】**

7月末時点において冠婚葬祭を含む社会通念上やむを得ない理由以外で時間延長（残業）が出来ないケースは発生していない。

7. 新大阪第一事業所における契約社員などの退職について、件数を含めて詳細を明らかにすること。

**【回答】**

今年度に入り10名程度の退職者がいる。尚、退職理由について詳細を明らかにする考えはない。

8. 各事業所において、勤務の指定は毎月25日の8時までに翌月分を指定すること。

**【回答】**

そのような考えはない。

9. 鳥飼事業所および新大阪第一事業所における「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」以降の年休発給状況を明らかにすること。

**【回答】**

鳥飼事業所、新大阪第一事業所とも問題なく年休取得出来ている。

10. 新大阪第一事業所から鳥飼事業所への助勤が実施されているが、現時点における助勤の状況を明らかにすること。また、65才以降の再雇用含めて適切な要員を確保して助勤制度は廃止すること。

**【回答】**

7月末時点において、新大阪第一事業所から鳥飼事業所への助勤は指定していない。また、必要な要員の確保については引き続き新規採用に努めていく。尚、助勤は、就業規則に定められた通りの取扱いであり、今後も状況に応じて適切に実施していく。

以上

**会社として出てくるなど言っているのに勝手に出てきた！  
社員を指導する立場である総務科長が濃厚接触者で出社  
するとは言語道断である！！**

**「発」第10号新大阪第一事業所田中芳範チーフマネージャーの「就業則  
違反」「安全配慮義務違反」についての申し入れ（2022年7月4日申入）**

1. 田中チーフマネージャーが6月29日に職場（新大阪第一事業所）に出てきて退所するまでの行動を時系列で明らかにすること。

**【回答】**

6月29日(水)に、自信の机周辺の整理、片付けの為に来所した。

2. 田中チーフマネージャーが6月29日に職場（新大阪第一事業所）に出てきたことは、就業規則第10章安全衛生（同居者り病の場合）第69条違反「安全配慮義務違反」である。本社としての見解を明らかにするとともに、早急に厳正に対処して処分すること。

**【回答】**

出勤を禁止とした社員は会社の命に従い出社しないことが基本であり、これに反した社員については会社としては厳正に対処する。